

## ー筆半損特約について

各加入方式は、組合員ごとに減収量等を算出しますので、局地的な 被害を受けても共済金の支払い対象にならない場合があります。

一筆半損特約を付けることで、被害耕地ごとに**5割以上**の減収が認められる場合に、共済金(被害耕地の基準収穫量の**2割相当**(最高補償割合の場合))をお支払いすることが可能になりますので、一筆半損特約を付加していただくことをおすすめします。

※全ての加入方式に一筆全損特例を標準で付加しており、被害耕地ごとに 収穫が全く見込めない場合に、共済金(被害耕地の基準収穫量の7割相当 (最高補償割合の場合))をお支払いします。

# 10a当たり掛金賦課金例

加入方式	補償割合	組合員等負担共済掛金賦課金		
		一筆半損特約なし	一筆半損特約あり	
品質方式	9割	490円	500円	
全相殺方式	9割	452円	463円	
半相殺方式	8割	288円	314円	
地域インデックス方式	9割	209円	302円	

<sup>※</sup>危険段階別共済掛金率を導入しており、実際には共済金の支払状況に応じて、 組合員ごとに掛金率が異なります。被害の少ない方は掛金率が下がる仕組み になっています。

※地域インデックス方式は、市町村ごとに料率が異なります。上記は新潟市の例です。

# 共済金支払い実績(新潟県)

猛暑による高温、水不足や台風による風水害、イノシシによる被害が増加しています。水稲共済に加入し、万一に備えましょう。

年 産	支払戸数	被害面積	支払共済金	主な被害名	
令和4年	724戸	1,389ha	1億3,969万円	日照不足、風水害	
令和5年	3,024戸	7,507ha	10億2,225万円	異常高温、干害	
令和6年	2,002戸	6,211ha	5億6,800万円	風水害、異常高温	

詳しくは、最寄りのNOSAIまでお気軽にお問い合わせください。



# 対象となる災害について







- その他
- ●冷害 ●ひょう害 ●火災
- ●噴火 ●地すべり
- ●その他気象上の原因に
- ※ 肥料過多等による倒伏、管理不足による根腐れ、薬害等は対象となりません。

# 選べる4つの加入方式と特約について

補償割合が最高9割と高く、客観的資料により損害評価を行う「品質方式」、「全相殺方式」、 特に、品質低下を加味して補償する「品質方式」の加入をおすすめします。

加入方式	補償割合	各方式の特徴	加入要件	支払時期
品質方式	9~7割	補償割合が最高9割と高く、 品質低下を加味して補償	有	翌年 2月頃 おすすめ!
全相殺方式	9~7割	補償割合が最高9割と高い	有	翌年 (おすすめ! 2月頃 (おすすめ!
半相殺方式	8~6割	現地調査により収穫量を把握	無	12月頃
地域インデックス方式	9~7割	統計資料により収穫量を把握	無	翌年 2月頃



## -筆半損特約

さらに手厚い補償が必要な方へ。

※詳しくは裏面を 参照してください。

※共済金の支払い時期は目安であり、被害状況等により前後する場合があります。 品質方式(青色申告書)、全相殺方式(青色・白色申告書)は、確定申告後の4月頃に共済金をお支払いする予定です。



# 品質方式(9割補償の場合)

加入要件:有

補償内容

組合員ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が 基準生産金額の9割を下回った場合に、共済金をお支払いする方式です。

損害評価方法 加入要件

見回りによる現地調査と資料(出荷資料又は青色申告書)を基に損害評価を行い ますので、おおむね全量をJA等の出荷業者に出荷している方、又は青色申告書 で収穫量及び品質を適正に確認できる方のみ加入できます。



# 品質低下

- ●青未熟粒
- 乳白粒
- ●着色粒等

## 減収量等算定方法

資料(出荷資料又は青色申 告書)を基に、組合員ごと の収穫量及び品質を把握 し、減収量及び生産金額の 減少額を算定します。

※収穫量の減少がなく品質低下のみの場合は、共済金の支払い対象にならない場合があります。

# 全相殺方式(9割補償の場合)

加入要件:有

補償内容

組合員ごとに、基準収穫量の 1割 を超える減収が発生した場合に、共済金を お支払いする方式で、最高9割まで補償されます。

損害評価方法 加入要件

見回りによる現地調査と資料(乾燥調製施設の計量結果又は青色・白色申告書) を基に損害評価を行いますので、全量をカントリーエレベータ等の乾燥調製 施設に搬入している方、又は青色・白色申告書で収穫量を適正に確認できる方 のみ加入できます。



# 減収量算定方法

資料(乾燥調製施設の計量 結果又は青色・白色申告書) を基に、組合員ごとの収穫 量を把握し、減収量を算定 します。

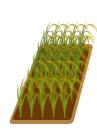
# 半相殺方式(8割補償の場合)

加入要件:無

組合員ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員の総基準収穫量(耕地 ごとの基準収穫量の合計)の1.5割を超える場合に、共済金をお支払いする方式 で、最高8割まで補償されます。

損害評価方法

被害耕地の一定数を抽出し、実測等の現地調査により損害評価を行います。 被害申告の際に見込単収を申告していただき、現地調査の結果を基に見込単収 を修正し、収穫量を決定します。





## 減収量算定方法

見込単収と現地調査を基 に、被害を受けた耕地の減 収量を把握し、組合員ごと の減収量を算定します。



# 地域インデックス方式(9割補償の場合)

加入要件:無

補償内容 **捐害評価方法** 

国が公表する市町村別の統計単収が、過去の統計単収を基に設定した基準 単収の 9割を下回った場合に、共済金をお支払いする方式です。

ただし、市町村ごとの統計データを用いるため、地域全体が減収しないと 共済金の支払い対象になりませんので、ご注意ください。

詳しくはこちら

